

第13次鳥獣保護管理事業計画（案）に寄せられた意見の内容とそれに対する県の考え方

【反映状況欄の凡例】

「文章修正等」・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの

「反映困難」・・・反映が困難なもの

「その他」・・・質問や感想。計画以外に関する意見

No.	ページ	行数等	提出された御意見等	反映状況	御意見に対する考え方
1	1	第二1 (1)② 1)	<p>「はじめに」にもあるとおり、国の基本的な指針に則した本計画のため、以下のように記載を省略してはいかがでしょうか。</p> <p>原案：森林に生息する～資するものとする。 指定にあたっては、～ところであるが、第12次鳥獣保護管理事業計画に～維持することとする。 なお、～見直しを行う。 区域については、～努める。 ア～ウ(ア)～(エ)</p> <p>変更案：鳥獣保護区の指定及び区域については、国の「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」の「2 鳥獣保護区の指定方針」に即する。 第13次鳥獣保護管理事業計画は、第12次計画に～維持することとする。 なお、～見直しを行う。 (削る) (削る)</p>	反映困難	令和3年10月に告示された環境省の「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」(以下、「基本指針」という。)に即した内容となっておりますが、各鳥獣保護区の選定要件について、明記することにより関係機関、関係団体以外にも、鳥獣保護区への理解につながると考えていることから、原案のとおりとします。
2	2,3	第二1 (1)② 2)～ 7)	<p>「はじめに」にもあるとおり、国の基本的な指針に則した本計画のため、以下のように記載を省略してはいかがでしょうか。</p> <p>なお、5)の希少鳥獣の指定は、P7第四1(1)で述べるべきものと思料します。</p> <p>原案：2)～7)の全文</p> <p>変更案：2)大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地、生息地回廊、身近な鳥獣生息地の保護区 大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地、生息地回廊、身近な鳥獣生息地の保護区の指定については、国の「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」の「2 鳥獣保護区の指定方針」に即する。ただし、海棲哺乳類及び岩礁を除くものとする。</p>	反映困難	同上
3	3	第1表	<p>※1最後の(F)の前の半角空白を削り、※2の最後の(F)の前の全角「-」を半角「-」に修正をお願いします。</p>	文章修正等	御意見のとおり修正しました。

4	3	第1表	<p>(2)①総括表の「指定目標」</p> <p>鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針【R0310告示板】のⅢ3(1)第2段落1,2行目に基づく目標のため、第12次計画から変更せず、63箇所、18,900haのままとしてはいかがでしょうか。(現状に合わせてしまうと、現状が変更になった際に齟齬が生じるため。)</p>	反映困難	<p>基本指針に即して、森林に生息する鳥獣の保護を図ること、地域における生物多様性の確保に資することを目的に森林面積おおむね10,000haごとに1箇所を選定し、面積は1箇所あたり300ha以上を努力目標としていましたが、現在の指定状況が目標面積を大幅に上回っていることから、指定目標は現状を維持することとし、原案のとおりとします。</p>
5	3,6	第1表 第3表	<p>P3の(2)①総括表とP6の(2)①の総括表の「期間満了」の取扱い</p> <p>P3では期間満了(期間更新)でも「期間満了」列に記載がない一方、P6では期間満了(再指定)では「期間満了」に記載し、「再指定」列を設けて異動を示しています。鳥獣保護区と特別保護地区とでは、「指定」にかかる用語の趣旨や指定の仕方が異なるのでしょうか。違いをお聞かせください。</p>	その他	<p>○P3(2)①総括表(鳥獣保護区)</p> <p>鳥獣保護管理法(以下「法」という。)28条第7項により、20年以内の期間を定めて更新することができることされており、指定箇所のうち指定期間を終了する箇所すべてについて期間の更新を行うため、「期間満了」には記載がありません。</p> <p>なお、「期間更新」についてはP4の第2表において記載しております。</p> <p>○P6(2)①総括表(特別保護地区)</p> <p>特別保護地区の存続期間は法第29条第2項において、その特別保護地区の属する鳥獣保護区の存続期間以内とされていることから、特別保護地区の期間が実質的に継続する場合であっても、一度「期間満了」となり、「再指定」となります。</p>
6	5,6	2 (1)①、 第2表	<p>鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針【R0310告示板】のⅢ第二4第2段落1,2行目にあるとおり、「大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区については、全箇所について特別保護地区を指定するよう努める。」(面積は保護区の種類によって範囲・対象が異なる)ように、指定目標の設定をお願いいたします。</p>	反映困難	<p>特別保護地区については、指定された鳥獣保護区の指定箇所の2分の1以上につき、それぞれ面積の10分の1以上を指定するよう努めるとしてはいますが、第12次鳥獣保護管理事業計画の期間内では指定目標には達していません。</p> <p>主な要因として、立木の伐採や工作物の設置等について制限が伴うことから、指定に関して利害関係者の合意形成が難しいこ</p>

					とが挙げられます。 今後も、関係団体から候補地等を情報収集・分析するなど、指定に向け引き続き取り組んでいくこととし、本計画では原案のとおりとします。
7	5	2 (1)② 1)	「はじめに」にもあるとおり、国の基本的な指針に則した本計画のため、以下のように記載を省略してはいかがでしょうか。 原案：良好な鳥獣の～努めてきたが、第12次鳥獣保護管理事業計画における～維持することとする。 なお、～見直しを行う。 変更案：指定区域については、国の「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」の「4 特別保護地区の指定」に即する。 第13次鳥獣保護管理事業計画は、第12次計画に～維持することとする。 なお、～見直しを行う。	反映困難	No.1と同様の理由から、原案のとおりとします。
8	5	2 (1)② 2)～ 7)	「はじめに」にもあるとおり、国の基本的な指針に則した本計画のため、以下のように記載を省略してはいかがでしょうか。 原案：2)～7)の全文 変更案：2) 大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地、生息地回廊、身近な鳥獣生息地の保護区 大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地、生息地回廊、身近な鳥獣生息地の区域の指定については、国の「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」の「4 特別保護地区の指定」に即する。ただし、海棲哺乳類を除くものとする。	反映困難	No.1と同様の理由から、原案のとおりとします。
9	6		(2)①の注釈 ※1最後の(F)の前の半角空白の削除をお願いします。	文章修正等	御意見のとおり修正しました。
10	7	第四 1	鳥獣の区分等は、保護区などを指定する前に保護対象を示すのが本来であるので、第一と第二の間に移動してはいかがでしょうか。	反映困難	この項目にある「鳥獣の区分」は、捕獲等の許可に関する事項として整理しているため、原案のとおりとします。

11	8	2 (1) ⑤	2つの「場合」が含まれているため、⑤を⑤と⑥に分割しては いかがでしょうか。(以下、⑦⑧に番号をずらす。)	反映困難	⑤については、特定猟具使用禁止区域内 における場合を整理しているため、原案の とおりとします。
12	8	2 (1) ⑥⑦	(「基本的」考え方のため、ただし書きの「～については、この限 りではない。」の例外事例は記載不要ではないでしょうか。(P16の キに記載があるため、削除しても漏れはないものと考えられます。)	反映困難	明記することで関係機関、関係団体以外 にも、広く普及・啓発につながると考えて いることから、原案のとおりとします。
13	9	(3)① 1)	この表現では、イノシシ及びニホンジカは、輪の直径、締付け防 止金具の装着が不要に見えます。表現を整理し、以下のようにして はいかがでしょうか。 原案：イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ以外の鳥獣の捕獲を 目的とする場合は、原則として輪の直径が12センチメート ル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。 また、これに加えてイノシシ及びニホンジカの捕獲を 目的とする場合は、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上 であり、かつ、よりもどしを装着したものであること。 変更案：ツキノワグマ以外の鳥獣の捕獲を目的とする場合は、原則 として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防 止金具を装着したものであること。また、これに加えてイ ノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする場合は、ワイヤ ーの直径が4ミリメートル以上であり、かつ、よりもどし を装着したものであること。	文章修正等	御意見のとおり修正するとともに、項目番 号を1)→2)、2)→3)、3)→1)に 整理しました。

くくりわなの基準	クマ類	イノシシ、 ニホンジカ	その他
輪の直径が12センチメートル以内、 締付け防止金具を装着	×	必要	必要
ワイヤーの直径が4ミリメートル以上、 よりもどしを装着	×	必要	なし

注：クマ類は、3)で「はこわなに限る」ため「×」としている。

14	8	(3)	<p>そもそも国の基本的な指針の文章構造が不適切なのですが、「わなの使用にあたっての許可基準」として、以下の順序とすべきではないでしょうか。特に、3)のツキノワグマ(クマ類)については、はこわなの構造が述べられておらず、鳥獣の種類によってわなの種類を定められているので、「わなの構造に関する基準」に含めるのは不自然です。機会がありましたら、国への指針の改正提案をお願いいたします。</p> <p>原案：① わなの構造に関する基準 ② 標識の装着に関する基準</p> <p>変更案：① 鳥獣による使用可能なわなの基準 ② わなの構造に関する基準 ③ 標識の装着に関する基準</p>	その他	基本指針改定時の国への意見として参考にさせていただきます。
15	9	(3)②	<p>そもそも国の基本的な指針の文章構造が不適切なのですが、「わなの使用にあたっての許可基準」であるため、「どういった場合に許可する」と記載すべきではないでしょうか。</p> <p>原案：法第9条第12項に基づく標識の装着を行う。</p> <p>変更案1(申請時に装着されているのを許可者がチェックできる場合) 法第9条第12項に基づく標識の装着が行われている場合に許可する。</p> <p>変更案2(申請書で確認するのみで、装着されていることを確認できない場合) 案① 法第9条第12項に基づき標識の装着を(写真等で)確認できる場合に許可する。 案② 法第9条第12項に基づく標識の記載を確認した場合に許可する。(標識の見本の提出を意図していません。)</p>	反映困難	<p>基本指針に基づく記載であり、原案のとおりとします。</p> <p>なお、基本指針改定時の国への意見として参考にさせていただきます。</p>
16	9	(4)	<p>そもそも国の基本的な指針の文章がわかりにくいのですが、「捕獲後、その個体を飼養する場合には、～公的機関による飼養を前提～に、捕獲を認める。」とあり、時系列の前後関係が大変読みにくいです。このため、以下のとおり整理しましたがいかがでしょうか。</p> <p>原案：なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。</p>	文章修正等	御意見のとおり修正しました。

			変更案：なお、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当分の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。		
17	10	⑥ 2)	「～目的を達成するために必要「最小限」と認められる～」とありますが、国の指針には「最小限」は記載されていません。これは、⑦ 1) で記載しているためと考えられるので、「最小限」の記載の削除をお願いします。(⑥が方法、⑦がその程度となっている。)	文章修正等	御意見のとおり修正しました。
18	10	⑥ 2)	2) は、「殺傷又は損傷を伴う捕獲方法の場合は、」とあるため、なお書きは2)の対象外となることから、記載不要と考えます。(どうしても記載するのであれば、1)と2)の間に項目を1個増やして対応する内容と考えます。)	反映困難	関係機関、関係団体以外にも、広く周知を行っていく必要があると考えていることから、原案のとおりとします。
19	16	2) イ (エ)	誤植ですので修正をお願いします。 原案：～次に掲げる場 修正案：～次に掲げる場合	文章修正等	御意見のとおり修正しました。
20	17	2) イ (エ) a(b) の5行目	誤植ですので修正をお願いします。 原案：～と認められる場合。 修正案：～と認められる場合	文章修正等	御意見のとおり修正しました。
21	25	第五 1 (1) 3行目	算用数字を他の表現に合わせて半角としてください。 原案：～。第1 3次鳥獣保護管理事業計画の～ 修正案：～。第13次鳥獣保護管理事業計画の～	文章修正等	御意見のとおり修正しました。
22	28	第七 2 (1)	方針が「鳥獣保護管理対策の実施」であれば、個々に記載する必要はなく、(1)自体が冗長ではないでしょうか。(「基礎的な調査」を行う理由ではあるが、方針ではない。)	反映困難	必要があると考えていることから、原案のとおりとします。
23	29	(3)	ここでの「渡来地」とは「集団渡来地の鳥獣保護区」でしょうか。できるだけ正確に対象地域名の特定をお願いいたします。	反映困難	「渡来地」は「集団渡来地の鳥獣保護区」のみならず、各地域で渡り鳥の目撃がある地点のことであり、現在、県内200地点以上で調査しており、状況により変更する場合もあるため、個々の記載は省略し、原案のとおりとします。
24	28, 29	(3)	(4)では、「②調査計画」が上げられておりますが、(3)は「①調査の概要」のみであり不自然です。文章構成の再考をお願いいたします。	文章修正等	第14表に「② 調査計画」を追記します。

25	29	(3) 第14表 第15表 第16表	(第14表)では「調査方法・内容」、(第15表)(第16表)では「調査内容・調査方法」と見出しが異なるため、同一にできないでしょうか。ご検討ください。	文章修正等	「調査内容・調査方法」に統一します。
26	31	第八1 (2) 第17表	「各地域県民局農林水産部」の計が記載されていないので追記してください。	文章修正等	御意見のとおり修正しました。
27	31	第八1 (1)の1 行目	<p>「専門的知見を有する人材を活用し、」とありますが、設置計画にある計画終了時を見ても、本庁自然保護課に専任が2名いるのみで、著しく手薄の印象を否めません。</p> <p>「方針」に記載された内容も、センター運営に係る傷病鳥獣の連絡・搬送などの業務や、法令違反の取締りなどの緊急対応や、コンクールや表彰等式典の実施、防疫体制の協力、その他の指導・調整事項も多いのに、各県民局も兼任職員のみであり、人材を活用する前に人手が足りていない印象です。(鳥獣保護センターのHPすらない状態。)</p> <p>① 県民局は最低各3名以上(局詰め1名、対人業務や派遣業務1名、交代要員1名)</p> <p>② 本庁専任職員は、全員「専門的知見を有する職員」とすること</p> <p>③ 本庁は6名以上(2箇所以上での出動要請に対応(2名派遣)しつつ連絡調整2名、交代要員2名)</p> <p>④ コンクール、表彰等の広報・式典は企画政策部や総務部に業務の集約を行うを要望します。</p> <p>特に、交代要員がいないと、職員が休暇も取得できず、業務</p>	その他	御意見として、承りました。

			の継続性・安定性を阻害するので、確実に配置していただけることを願っております。		
28	34	6	そもそも鳥獣保護管理「事業計画」なので、自然保護課では、鳥獣保護センターを含め、どの程度の予算で、人員配置、事業実施、センター等の施設整備を行っているのか、明らかにしてほしいです。	反映困難	鳥獣保護管理事業計画は、基本指針に即して県が策定する基本的な計画であり、事業実施に関する具体的な予算等については本計画への記載はせず原案のとおりとします。
29	39	7 (4)	県立自然ふれあいセンターは整備から約20年経過しており、センターブログにもあるように除雪が必要な建物となっているので、建て替えの際には除雪が不要な建物となるようにお願いします。 センターブログ (2022. 1. 5) http://www.bonjyu-furesen.info/blog/	その他	御意見として、承りました。